

資料 2

南砺市立病院運営改革委員会設置規程

(目的)

第1条 南砺市立病院（南砺市民病院及び公立南砺中央病院をいう。以下同じ。）が地域において必要な医療を安定かつ継続的に提供していくため、新南砺市立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）に基づき、その着実な推進と進捗状況の点検・評価を行う南砺市立病院運営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 改革プランの推進、推進状況の点検、評価及び見直しに関する事項
- (2) その他南砺市立病院の経営改善に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療政策に指導的立場に立つ医療関係者
- (2) 砺波医療圏における医師または看護師等が組織する団体の代表者
- (3) 市民が組織する団体の代表者
- (4) その他学識経験を有する者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、地域包括医療ケア部医療課内に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、条例3条の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。